

大分県報

令和七年
号外（七十二）
十二月十九日

（金曜日）

目次

条 例

職員等の旅費に関する条例等の一部改正	一
大分県使用料及び手数料条例の一部改正	六
森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正	七
大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	七
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正	七
食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例の一部改正	九
大分県中小企業活性化条例の一部改正	一〇
大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部改正	一〇
大分県地方港湾審議会条例の一部改正	一〇
大分県立学校の設置に関する条例等の一部改正	一一

○条 例

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第三十号

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第一条 職員等の旅費に関する条例（昭和二十六年大分県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第十三条）	
第二章 旅費（第十四条―第二十八条）	
第三章 雑則（第二十九条―第三十五条）	
附則	
第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「〔昭和二十五年十二月法律第二百六十一号〕」を「〔昭和二十五年法律第二百六十一号〕」に、「除く外」を「除くほか、」に改める。	

第二条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「勤務場所」の下に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。第八条において同じ。）」を加え、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 職務の級 職員の給与に関する条例（昭和三十三年大分県条例第三十九号）第六条第二項に規定する行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない者については知事が定めるこれに相当する職務の級をいう。

六 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第二条第一項に次の一号を加える。

八 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務等を旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第九項において同じ。）を締結したものをいう。

第二条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第三条第二項中「その配偶者」を削り、「一」を「いずれかに」に改め、同条第六項中「第二項」を「第二項、」に、「外」を「ほか、」に改め、同条第七項中「扶養親族」の下に「（職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹等として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。第二十二条及び第二十四条第一項において同じ。）」を加え、「その出発前に第四条第三項」を「次条第三項」に、「を取り消され又は」を「の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け、若しくは」に、「において」を「又は旅行命令権者がやむを得ない事情があると認

める場合には、「」に改め、「があるときは当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第八項中「第一項」の下に「」を加え、「交通機関の事故又は」を削り、同条に次の一項を加える。

9 第一項、第二項及び第四項から第七項までに規定する場合において、県が旅行役務提供者に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第一項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）を「旅行命令権者」に改め、「旅行依頼（以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同項第一号中「旅行、旅行命令」を「旅行 旅行命令」に改め、同項第二号中「旅行、旅行依頼」を「旅行 旅行依頼」に改め、同条第二項中「且」を「かつ、」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

第四条第四項中「旅行命令等」を「旅行命令権者は、旅行命令等」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「（以下「旅行命令簿等」という。）」を削り、「記載して」を「規則で定める事項の記載又は記録をして、」に改め、同条第五項を削る。

第五条第一項中「因り」を「より」に、「事が出来ない場合に」を「ことができない場合には、」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条を次のように改める。

（旅費の種目）

第六条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、転居費、着後滞在費及び家族等移転費とする。

第七条本文中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する種目及び次章に規定する内容に基づき、」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし、」に、「因り」を「より」に改め、「経済的な」の下に「通常の」を加え、「又は方法によつて」を「又は方法により」に、「その現によつて」を「、その現によつた」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 勤務場所又は旅行地（以下この条において「勤務場所等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、勤務場所等以外の地から目的地に

至る旅費の額と勤務場所等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

第九条及び第十条を削る。

第十一条中「宿泊料又は」を削り、「扶養親族移転料」を「家族等移転費」に、「これらの旅費」を「これ」に、「本条」を「この条」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中」を「旅行中」に、「又は車賃（扶養親族移転料）」を「及びその他の交通費（家族等移転費）」に改め、「の旅費」を削り、「計算する」を「算定する」に改め、「には、」の下に「年度の経過、職務の級の変更等の後に」を加え、同条を第十条とする。

第十三条第一項中「もの」の下に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「添えて、」の下に「当該旅費又は当該旅費に相当する金額の支出命令者に」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の下に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条を第十二条とし、第十五条を第十三条とする。

第二章を次のように改める。

第二章 旅費

（鉄道賃）

第十四条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道並びにこれらに類するものをいう。次項及び第十七条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 急行料金
- 三 寝台料金
- 四 座席指定料金
- 五 特別車両料金（知事、副知事、常勤の監査委員、企業局長、病院局長及び教育長（以下「知事等」という。）に限る。）

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する

場合には、最下級（知事等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十五条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するものをいう。次項及び第十七条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金（知事等に限る。）

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。ただし、知事等が移動する場合には、最上級の運賃の額とする。

（航空賃）

第十六条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（知事等が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第十七条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第三号から第五号までに掲げる費用は、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 自家用車を利用する移動に要する費用

二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

三 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

四 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡し自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる費用の額は、一キロメートルにつき二十五円とする。

（宿泊費）

第十八条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情等を勘案し、規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、旅行命令権者が当該宿泊に係る特別な事情があると認める場合には、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十九条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第十四条から第十七条までの規定による交通費（第二十四条第一項第一号において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第二十条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜当たり二千四百円とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合には、宿泊手当の額は、同項に規定する額を超えない範囲内で規則で定める一夜当たりの定額とする。

（旅行雑費）

第二十一条 旅行雑費の額は、次の各号に規定する額による。

一 県内旅行で規則で定める公共交通機関（以下単に「公共交通機関」という。）を利用しない場合には、一日につき二百円とする。

二 県内旅行で公共交通機関を利用する場合には、一日につき二百円とする。

三 県外旅行で公共交通機関を利用しない場合には、一日につき二百円とする。

四 県外旅行で公共交通機関を利用する場合には、一日につき八百円とする。

2 在勤地内における旅行については、前項第一号又は第二号の規定にかかわらず、旅行雑費は支給しない。

3 第一項第四号の県外旅行で、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、次の各号のいずれかに該当すると旅行命令権者が認めるものの出発又は帰着当日の旅行雑費の額は、第一項第四号の規定にかかわらず、当該各号に規定する額による。

一 午前七時以前に出発する場合には、第一項第四号に規定する旅行雑費の定額に千二百円を加算した額とする。

二 午後八時以後に帰着する場合には、第一項第四号に規定する旅行雑費の定額に千二百円を加算した額とする。

三 旅行が一日限りで前二号のいずれにも該当する場合には、第一項第四号に規定する旅行雑費の定額に二千四百円を加算した額とする。

（転居費）

第二十二條 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第二十四条第一項各号に規定する場合の家族又は扶養親族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第二十三條 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の合計額に相当する額とする。ただし、公務上の必要その他やむを得ない事情により五夜を超える宿泊を要する場合には、規則で定める方法により算定した額とする。

（家族等移転費）

第二十四條 家族等移転費は、赴任に伴う家族又は扶養親族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号において同じ。）又は扶養親族（家族を除く。）（以下「家族等」という。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族等一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費及び着後滞在費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族等を職員の居住地（赴任後家族等を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて

算定した額

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合には、家族等移転費の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における家族等とみなして、前項の規定を適用する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第二号に規定する期間を延長することができる。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第二十五條 同一市町村内における在勤公署の変更に伴う旅行については、職員宿舍への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族等移転費は支給しない。

（在勤地以外の同一地域内旅行の旅費）

第二十六條 在勤地以外（在勤公署が存する都府県以外の都道府県の区域（県外特定区域を除く。）に限る。）の同一地域（第二条第二項に規定する地域区分による地域をいう。）内における旅行については、鉄道賃、船賃、その他の交通費、転居費、着後滞在費及び家族等移転費は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又はその他の交通費を要する場合で、その実費額が当該旅行において支給される旅行雑費の定額に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又はその他の交通費を支給する。

（退職者等の旅費）

第二十七條 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げるものとする。

一 職員が出張中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者（職員が知事等であつた場合には、当該者をいう。次号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

二 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費
2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族等を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族等の転居に要する費用及び家族等移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。
（遺族の旅費）

第二十八条 第三条第二項第二号又は第三号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第三十一条を削る。

第三十二条第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「県以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に、「特別に必要ある場合は」を「特別の必要がある場合には」に改め、第三章中同条を第三十条とし、同条の前に次の一条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第二十九条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族等移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費（第十七条第一項第一号に掲げる費用に係るものを除く。）の支給額は、第十四条第一項各号、第十五条第一項各号、第十六条第一項各号及び第十七条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第七条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族等移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十八条、第十九条、第二十二條、第二十三條及び第二十四條第一項並びに第七条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第三十三條を第三十一条とし、第三十四條を第三十二條とし、第三十五條を第三十三條とし、同条の次に次の一条を加える。

（旅費の返納）

第三十四条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該旅費に相当する金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項の規定による返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第三十六條の見出しを「（委任）」に改め、同条を第三十五條とする。

附則第三項及び第四項並びに別表を削る。

（大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第二条 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年大分県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項本文中「車賃、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同項ただし書中「車賃」を「その他の交通費」に改め、「軌道事業及び一般乗合旅客自動車運送事業に係る交通機関を利用した場合にあつてはその旅客運賃の額」を削る。

（各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第三条 各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十七年大分県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別表第一」を「別表」に改める。

第四条を次のように改める。

（費用弁償）

第四条 委員が職務を行うために要する費用の弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費とし、その額は、第二条第五号及び第六号に掲げる委員にあつては一般職の職員が、その他の委員にあつては常勤の監査委員が、職員等の旅費に関する条例（昭和二十六年大分県条例第二十八号）の規定により支給を受けるべき旅費の額と同一とする。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第四条 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和三十一年大分県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二条第一号に規定する委員」を「委員等」に改め、「要する費用」の下に「（次項に規定する費用を除く。）」を加え、「車賃、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、「（以下「鉄道賃等」という。）」を削り、「職員等の旅費に関する条例（昭和二十六年大分県条例第二十八号。以下「旅費条例」という。）に規定する九級の職務にある者相当の額とする。ただし、常勤の公務員で職務の級の設けのある者については、一般職の職員の旅費の例により各相当の額」を「一般職の職員が職員等の旅費に関する条例（昭和二十六年大分県条例第二十八号）の規定により支給を受けるべき旅費の額と同一」に改め、同条中第二項から第四項までを削り、第五項を第二項とし、第六項を第三項とする。

（法令等の規定に基づき出頭し又は参加した関係人等に対する実費弁償条例の一部改正）

第五条 法令等の規定に基き出頭し又は参加した関係人等に対する実費弁償条例（昭和三十二年大分県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第十条第五項」を「第十条第六項」に改める。

第三条第一項中「車賃、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、「額は、」の下に「一般職の職員が」を加え、「に規定する二級の職務にある者相当の額」を「の規定により支給を受けるべき旅費の額と同一」に改める。

（特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第六条 特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和三十八年大分県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

秘書の旅費は、一般職の職員が職員等の旅費に関する条例（昭和二十六年大分県条例第二十八号）の規定により支給を受けるべき額を支給する。

別表中「、第五条」を削る。

（大分県公害紛争処理条例の一部改正）

第七条 大分県公害紛争処理条例（昭和四十五年大分県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「車賃、宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第二項中「車賃、宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、「額は、」の下に「一般職の職員が」を加え、「二級の職務にある者が受ける額の」を「支給を受けるべき額と」に改め、同条第三項中「つど」を「都度」に改める。

（土地収用法に基づく鑑定人等の旅費及び手当に関する条例の一部改正）

第八条 土地収用法に基づく鑑定人等の旅費及び手当に関する条例（平成十四年大分県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「車賃、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、「額は、」の下に「一般職の職員が」を加え、「二級の職務にある者が受ける」を「支給を受けるべき」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」とい

う。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新旅費条例第二条第一項第三号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新旅費条例第三条第六項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員等の旅費に関する条例（以下「旧旅費条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を出した旅行及び旧旅費条例第三条第六項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を出し、かつ、施行日以後に新旅費条例第二条第一項第三号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日以前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新旅費条例第三十四条の規定は、新旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例等の一部改正に伴う経過措置）

4 第二条の規定による改正後の大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の規定、第三条の規定による改正後の各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例の規定、第四条の規定による改正後の附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例の規定、第五条の規定による改正後の法令等の規定に基き出頭し又は参加した関係人等に対する実費弁償条例の規定、第六条の規定による改正後の特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の規定、第七条の規定による改正後の大分県公害紛争処理条例の規定及び第八条の規定による改正後の土地収用法に基づく鑑定人等の旅費及び手当に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第三十一号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように

改正する。

別表第三の政治資金規正法関係事務の部の収支報告閲覧対象文書の写しの交付手数料の項の備考の欄の1中「又は」を「、」に改め、「政治資金監査報告書」の下に「又は法第十九条の十四の二第四項の規定による確認書」を加え、同表に次のように加える。

政党助成法関係事務		
公表対象報告文書の写しの交付手数料		
複製機により用紙に複写したものの交付	一枚	一〇円
スキャナにより読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この部において同じ。）を光ディスク（ＣＤ－Ｒ）に複写したものの交付	一枚	一〇〇円 に当該公表対象報告文書一枚ごとに一〇円を加えた金額
スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（ＤＶＤ－Ｒ）に複写したものの交付	一枚	一一〇円 に当該公表対象報告文書一枚ごとに一〇円を加えた金額

1 「公表対象報告文書」とは、政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第三項に規定する支部報告書、支部総括文書又は監査意見書をいう。

2 公表対象報告文書の写しの交付に係る請求一件につき、上記により算定した金額（複数の写しの交付の方法により写しの交付を受ける場合は、その合算額）が三〇〇円を超えないときは、手数料の額は、三〇〇円とする。

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県条例第三十二号

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例（平成十七年大分県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。

第三条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

大分県条例第三十三号

大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（虐待等の禁止）

第四条の二 職員は、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第十五条第一項中「から第十三条まで」を「、第十三条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

大分県条例第三十四号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

令和七年十二月十九日

大分県報号外（条例）

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項前段中「上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

第十七条中「乳児院」の下に「母子生活支援施設」を加える。

第二十八条中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

第三十条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第三十二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第三十二条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改める。

第四十一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第四十一条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改める。

第四十二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十二条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第六十三条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十三条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改める。

第六十四条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十七条第四項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

る。

第九十八条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
第九十八条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改める。

第一百五十五条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第一百六条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百六条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改める。

第一百七条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 精神保健福祉士の資格を有する者

二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百八条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 精神保健福祉士の資格を有する者

二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百九条第二項第二号中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を削る。

（指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項前段中「上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

（指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。
第六条第三項第三号中「幼児（」の下に「第二十八条第二項の表及び」を加える。

第二十八条第二項前段中「上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査

入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

（一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和六年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
第二十二條第二項中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表」を「別表第一」に改める。

附 則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。ただし、第一条中児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第十六條第二項、第十七條及び第二十八條の改正規定並びに第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第三十五号

食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例（平成十一年大分県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表の第一第五号口中「第二第一号(1)」を「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有する

ものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。第二第一号イ(1)」に改め、同号ハ中「場合」の下に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。第二第一号イにおいて同じ。）」を加え、同号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに前号トの基準を適用しない。

別表の第二第一号を次のように改める。

一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

イ 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ロ 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 施設（全自動調理機を含む。(2)及び(6)において同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

(2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することのできる機能を有すること。

(3) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

(4) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

(5) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

(6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

大分県中小企業活性化条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年十二月十九日

大分県条例第三十六号

大分県中小企業活性化条例の一部を改正する条例

大分県中小企業活性化条例（平成二十五年大分県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第六号中「下請取引」を「受託取引」に改める。

附則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

大分県立工科短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第三十七号

大分県立工科短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県立工科短期大学校の設置及び管理に関する条例（平成九年大分県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「研究生」の下に「又は聴講生」を加える。

第七条第一項中「授業料を」の下に「、聴講生は聴講料を」を加え、同条第四項中「授業料」の下に「、聴講料」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大分県使用料及び手数料条例の一部改正）

2 大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の大分県立工科短期大学校の部の授業料の項の次に次のように加える。

聴講料	一単位	四、五〇〇円
-----	-----	--------

別表第三の大分県立工科短期大学校の事務の部の入学査料の項中

研究生志願者

一人

四、九〇〇円

を

研究生志願者

一人

四、九〇〇円

聴講生志願者

一人

四、九〇〇円

に改め、同部の入学料の項

中「年の前年の四月一日」を「日の一年前」に、

研究生としての合格の通知を受けた者

一人

二八、二〇〇円

を

研究生としての合格の通知を受けた者

一人

二八、二〇〇円

に、

聴講生としての合格の通知を受けた者

一人

二八、二〇〇円

研究生としての合格の通知を受けた者

一人

四二、二〇〇円

を

研究生としての合格の通知を受けた者

一人

四二、二〇〇円

に改める。

大分県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県条例第三十八号

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

大分県地方港湾審議会条例（昭和四十八年大分県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第八項」を「第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第三十九号

大分県立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例

（大分県立学校の設置に関する条例の一部改正）

第一条 大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表の特別支援学校の部の大分県立別府支援学校の項中「別府市大字鶴見四、二二四番地」を「別府市莊園町五六番八号」に改め、同部の大分県立別府支援学校鶴見校の項中「別府市大字鶴見四、〇七五番地一二」を「別府市莊園町六六番八号」に改め、同部の大分県立別府支援学校石垣原校の項中「別府市大字鶴見四、〇五〇番地二九三」を「別府市莊園町七三番六号」に改める。

（大分県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第二条 大分県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成九年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

「別府市大字鶴見」 「別府市竹の内町」

別表中

別府市大字鶴見

別府市扇山三丁目

「別府市大字鶴見」

「別府市

別府市大字鶴見

別府市鶴見三丁目

別府市大字別府」

別府市

別府市大字鶴見」

別府市莊園町

」

扇山四丁目 山の手新町」 に、「佐伯市字女島、字内女島及び字船場」を「佐伯市女島一丁目及び女島

二丁目」に改める。

附 則

この条例は、令和八年一月十日から施行する。ただし、第二条中大分県営住宅の設置及

び管理に関する条例別表の改正規定（「佐伯市字女島、字内女島及び字船場」を「佐伯市女島一丁目及び女島二丁目」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

令和七年十二月十九日

大分県報号外（条例）